

第 3 5 号議案

豊川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
豊川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

豊川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 2 1 年豊川市条例
第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第 3 条 管理者の給料の額は、月額 <u>851,000円</u> とする。	(給料) 第 3 条 管理者の給料の額は、月額 <u>828,000円</u> とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市長等の給与改定に伴い、病院事業管理者の給与の
適正化を図る必要があるからである。